

五色園区団地管理規約

〈名 称〉

第1条 本規約は五色園団地管理規約(建設管理規約および「五色園区自治会(以下五色園区と称する)」加入規約を含み、以下規約という)と称する。

〈目 的〉

- 第2条
1. 本規約は五色園団地(五色園区)が最高の環境を維持し、且つ快適な生活を営み、秩序、保安、防災等共同の利益を図るため必要な規約を設け、住みよい団地とすることを目的とする。
 2. 本規約の趣旨を円滑に実現するため、五色園区自治会に何ら異議なく加入するものとする。

〈一般規約〉

- 第3条 当団地内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
1. 振動、喧騒、騒音、臭気の発散、塵埃の無断投棄、道路の占用、その他団地内の環境を害する行為。
 2. 公共施設および樹木、花、小鳥等に害を加える行為。
 3. 団地内の公序良俗に反する行為。
 4. 団地内の道路は歩行者優先とし、これに反する行為。

〈宅地形状の変更禁止〉

- 第4条
1. 当団地内の宅地は、原則として盛土、切土等によりその形状を変更させてはならない。
 2. 当団地内においては、宅地の分筆等による区画の変更は禁止する。
ただし、五色園区が止むを得ないと認めた場合にも、区画変更の届出を要する。

〈建設管理規約〉 五色園区においては下記のとおり運用している。

第5条(用途の制限)

当団地内においては、原則として個人専用住宅または五色園区が承認した店舗等以外の建物は制限するものとする。

第6条(高さの制限)

当団地内に建築する建物は、原則として2階建(軒高)7m以下とする。

第7条(隣棟間隔)

当団地内における敷地内の建築物の配置については、原則としてその建物の外壁中心線より隣地境界線まで、下記の空地を設けなければならない。

- | | |
|-----|----------|
| 東 側 | 1. 35m以上 |
| 西 側 | 0. 90m以上 |
| 北 側 | 1. 80m以上 |

ただし、2階建の場合、2階部分については、北側境界線より2.7mの距離を設けなければならない。

なお、周囲の関係と影響等を考慮して五色園区が承認した場合または、庇、物置、車庫その他の付属建物で、その面積および構造等が付近の環境保全その他について支障がないと五色園区が認めた場合はこの限りではない。

第8条(工事施工の事前協議)

建物ならびに付属建物(物置、車庫、その他)を建築(増築、改築を含む)する場合、五色園区と事前の協議を必要とする。

第9条(工事施工の手続きと注意事項)

別に定める「工事施工の手続きと注意事項」の通りとする。

第10条(工事施工違約行為)

本規約に違約した場合は、違約行為者は工事中止および原状復帰等指導される場合がある。

〈下水道ならびに汚水処理場使用〉

第11条(使用と分担金)

この施設は、日進市が使用を認めた者に限り使用できる。また使用する場合は、事前に日進市に書類を提出し、加入分担金200,000円を支払い、その承認を受け使用者となる。

なお、加入分担金は改訂されることがある。

第12条(使用料金および支払方法)

使用料は日進市の定めによるものとする。

〈その他〉

第13条(規約の継承)

当団地内に宅地あるいは建物を所有するものが、他に譲渡もしくは賃貸する場合、新所有者または賃借人にこの義務を継承させるものとする。

第14条(規約の改正等)

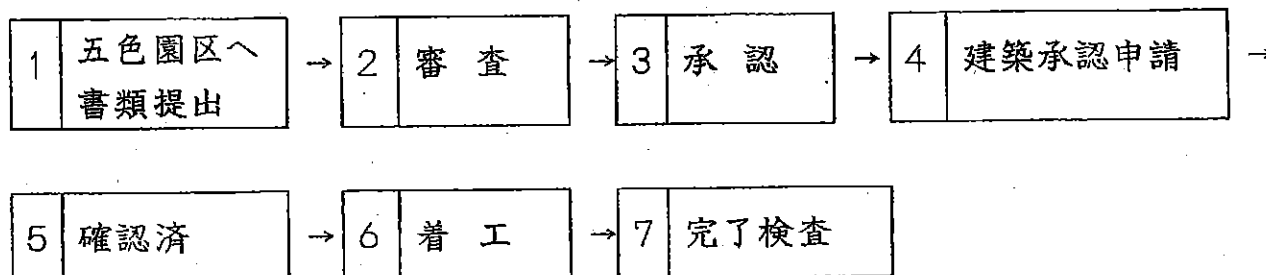
本規約は必要に応じて改廃することができる。

ただし、五色園区自治会要綱に基づく手続きを経て行なうものとする。

五色園区工事施工上の手続きと注意事項

団地内での工事施工の安全と秩序を保持するため、建築業者等の方には、着工前に五色園区宛ての手続きをお願いします。

工事施工に伴う手続きおよび留意事項



- ※1.敷地に対する建物配置図、建物平面図、建物立面図等を提出いただき、本規約に照らして審査をいたします。
- ※3.審査の結果、著しく本規約に違約した場合には、排水同意が出せないことがあります。
- ※6.排水管は、汚水(便所)と雑排水(台所・洗面所・浴室)を污水管に、天水のみを雨水管にジョイントしていただきます。着工前に間違いのないよう充分留意してください。業者は愛知中部水道企業団の指定業者でお願いします。

団地内での建設工事施工上の注意事項

工事施工に際しては本規約を遵守し下記の点に注意して施行してください。

1. 隣接所有者あるいは近隣への挨拶廻りを行ない、意思の疎通を図りラブラのないよう心掛けること
2. 境界杭あるいは境界点の保全には万全を期すこと。特に外構工事を行なう場合、境界杭あるいは境界点を確認できるよう、充分留意すること。
3. 工事施工に際しては安全第一を心掛けること。団地内道路では特に車両の運転に注意し、徐行運転を心掛けること。
4. 着工時、完了時および一時工事を中断する場合などは、五色園区宛申し出ること。
5. 砂利、砂、建材などを道路や隣接地へ放置しないこと。残材等は必ず現場等から搬出すること。
6. 現場での火気の使用には充分注意し、現場を離れる際は責任をもって火気を始末すること。消火器・防火水槽・吸い殻入れなどは必ず用意すること。
7. 現場等での飲酒、放歌、放尿等はしないこと。また団地の内外を問わず飲酒運転は絶対しないこと。
8. 本規約に反する行為があった場合、工事の中止命令や現場立入禁止などの措置を講ずることがあります。

※この注意事項は現場に出入りする関係者、下請作業員に至るまで徹底してください。

..... 切 取 り 線

五色園区団地管理規約の内容を確認のうえ、受取りました。

年 月 日

【該当地】 日進市五色園 丁目 番地

【該当者】

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

五色園区長 様